

栄東まちづくり協議会・定例会

2021年3月22日 18:00～
中区役所6階大会議室

議題：

- 1 栄東まちづくり協議会の規約及び事務局規程の改正案

栄東まちづくり協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 本協議会は、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とし、協議会を構成する栄東まちづくりの会、栄東発展会及び栄東女子大小路ビル協会（以下「地域団体」という。）と互いに助け合い、協力し合いながら、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進するものとする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域団体からの要望等に基づき、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（委員）

第4条 協議会の委員は、別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 委員の選任にあたっては、同一人を複数の団体から重複して選任することはできない。

（支援会員）

第5条 協議会の目的に賛同し、これを支援する個人又は団体は、協議会会議（以下「会議」という。）を経て支援会員となることができる。

- 2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができる。

（役員及び職務）

第6条 協議会の役員として会長1名、副会長2名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。

- 2 副会長2名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項における職務代理の順位は、次のとおりとする。
 - (1) 委員の互選により選出された副会長
 - (2) 名古屋市中区区政部長
- 6 会長及び副会長ともに事故があるときは、臨時に委員の中から仮会長を互選し、会長

の職務を行わせる。

(監事)

第7条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は2名とし、会長が委嘱する。
- 3 監事2名のうち1名は名古屋市中区区政部総務課長とする。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 監事は、協議会の委員を兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 役員（中区区政部長を除く。）は同じ職の再任はできない。
- 3 監事は、再任を妨げない。
- 4 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。この場合に限り、役員は前2項の規定に関わらず、次の任期に選任されることができるとする。

(会議)

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (6) その他、協議会の運営に関すること。

(会議の招集、運営)

第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。
- 5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を

受け、または、意見を聴くことができる。

7 会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。

(運営会議)

第 11 条 運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。

2 運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。

3 会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議または調整する。

4 会長は、必要に応じて協議会委員などの関係者の出席を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門アドバイザー)

第 12 条 会議に専門アドバイザーを置くことができる。

2 専門アドバイザーは、会議が推薦し、会長が委嘱する。

3 専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。

(代理等)

第 13 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、第 10 条第 4 項の規定が準用される。

3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、港まち・栄東まち活性化事業補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報告)

第 17 条 協議会の事業については、事業年度終了後、速やかにこれを名古屋市に報告するものとする。

(協議会の解散)

第 18 条 協議会の解散は、会議出席会員の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。

(事務局)

第 19 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(法令遵守)

第 20 条 協議会の委員及び事務局は、事業の執行に関し、関係法令を遵守しなければならない。

(情報公開)

第 21 条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

2 平成 29 年 3 月 30 日現在の役員及び監事の任期は第 8 条の定めにかかわらず、同日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この規約は平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

1 この規約は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

別表 1

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東女子大小路ビル協会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
南武平町北部町内会	会長	1

別表 2

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整室長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	リニア関連都心開発部主幹(栄)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進室長

新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>栄東まちづくり協議会規約</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本協議会は、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業</p> <p>(2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業</p> <p>(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(会員)</p> <p>第4条 協議会の会員は、別表1及び2のとおりとする。</p> <p>(支援会員)</p> <p>第5条 協議会の目的に賛同し、これを支援する個人又は団体は、総会の議決を経て支援会員となることができる。</p> <p>2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができる。</p> <p>(役員及び職務)</p> <p>第6条 協議会に会長1名、副会長2名を置き、第4条に規定する会員の互選により選出する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 会長及び副会長ともに事故があるときは、臨時に会員の中から仮会長を互選し、会長の職務を行わせる。</p> <p>(監事)</p> <p>第7条 協議会に監事を置く。</p> <p>2 監事は2名とし、会長が委嘱する。</p> <p>3 前項に定める監事2名のうち1名は名古屋市中区区政部企画経理室長とする。</p> <p>4 監事は、協議会の会計を監査する。</p> <p>5 監事は、協議会の委員を兼ねることができない。</p> <p>(任期)</p> <p>第8条 役員及び監事の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>2 役員及び監事は、再任を妨げない。</p> <p>3 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員会)</p> <p>第9条 協議会に委員会を置く。</p> <p>2 委員会は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 事業計画の立案及び予算の調製に関すること。</p> <p>(2) 事業報告の作成及び決算の調製に関すること。</p> <p>(3) 事業計画に基づく事業の執行に関すること。</p>	<p>栄東まちづくり協議会規約</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本協議会は、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とし、協議会を構成する栄東まちづくりの会、栄東発展会及び栄東女子大小路ビル協会（以下「地域団体」という。）と互いに助け合い、協力し合いながら、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域団体からの要望等に基づき、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業</p> <p>(2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業</p> <p>(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は、別表1及び2のとおりとする。</p> <p>2 委員の選任にあたっては、同一人を複数の団体から重複して選任することはできない。</p> <p>(支援会員)</p> <p>第5条 協議会の目的に賛同し、これを支援する個人又は団体は、協議会会議（以下「会議」という。）の議決を経て支援会員となることができる。</p> <p>2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができる。</p> <p>(役員及び職務)</p> <p>第6条 協議会の役員として会長1名、副会長2名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。</p> <p>2 副会長2名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>5 前項における職務代理の順位は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員の互選により選出された副会長</p> <p>(2) 名古屋市中区区政部長</p> <p>6 会長及び副会長ともに事故があるときは、臨時に委員の中から仮会長を互選し、会長の職務を行わせる。</p> <p>(監事)</p> <p>第7条 協議会に監事を置く。</p> <p>2 監事は2名とし、会長が委嘱する。</p> <p>3 監事2名のうち1名は名古屋市中区区政部総務課長とする。</p> <p>4 監事は、協議会の会計を監査する。</p> <p>5 監事は、協議会の委員を兼ねることができない。</p> <p>(任期)</p> <p>第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 役員（中区区政部長を除く。）は同じ職の再任はできない。</p> <p>3 監事は、再任を妨げない。</p> <p>4 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。この場合に限り、役員は前2項の規定に関わらず、次の任期に選任されることができるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 事業計画及び予算に関すること。</p> <p>(2) 事業報告及び決算に関すること。</p> <p>(3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。</p> <p>(4) 規約の改正に関すること。</p>

新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>(4) <u>会員が所属する団体等との契約に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他、協議会の運営に関すること。</u></p> <p><u>(委員)</u></p> <p>第10条 <u>委員は、次の構成とする。</u></p> <p>(1) <u>栄東発展会の代表（町内会・自治会の代表） 3名（別表3）</u></p> <p>(2) <u>栄東まちづくりの会の代表 1名</u></p> <p>(3) <u>栄東女子大小路ビル協会の代表 1名</u></p> <p>(4) <u>会長が推薦し、委員会の承認を得た者 若干名</u></p> <p>(5) <u>名古屋市職員 5名（別表2）</u></p> <p><u>(委員会の招集、運営)</u></p> <p>第11条 <u>委員会は会長が招集し、会長を議長とする。</u></p> <p>2 <u>委員会は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、委員会の同意があったときは、委員会に出席して、発言することができる。</u></p> <p>5 <u>監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。</u></p> <p>6 <u>会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。</u></p> <p>7 <u>委員会は、原則公開とする。ただし、委員会の議決により非公開とすることができる。</u></p> <p><u>(専門アドバイザー)</u></p> <p>第12条 <u>委員会に専門アドバイザーを置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門アドバイザーは、委員会が推薦し、会長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。</u></p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第13条 <u>委員会は、担任事業について調査、審議等を行うため部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。</u></p> <p><u>(総会)</u></p> <p>第14条 <u>総会は、会員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。</u></p> <p>(1) <u>事業計画及び予算に関すること。</u></p> <p>(2) <u>事業報告及び決算に関すること。</u></p> <p>(3) <u>規約の改廃に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他、協議会の運営に関する重要な事項。</u></p> <p><u>(総会の招集、運営)</u></p> <p>第15条 <u>総会は会長が招集し、会長を議長とする。</u></p> <p>2 <u>総会は、在籍会員の過半数の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>総会の議事は、議長を除く出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>第11条第4項の規定は、総会にこれを準用する。</u></p> <p>5 <u>監事は、総会に出席して意見を述べることができる。</u></p> <p>6 <u>会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。</u></p> <p>7 <u>第11条第7項の規定は、総会にこれを準用する。</u></p>	<p>(5) <u>委員が所属する団体等との契約に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他、協議会の運営に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(会議の招集、運営)</u></p> <p>第10条 <u>会議は会長が招集し、会長を議長とする。</u></p> <p>2 <u>会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。</u></p> <p>5 <u>監事は、会議に出席して意見を述べることができる。</u></p> <p>6 <u>会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。</u></p> <p>7 <u>会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。</u></p> <p><u>(運営会議)</u></p> <p>第11条 <u>運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。</u></p> <p>2 <u>運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。</u></p> <p>3 <u>会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議または調整する。</u></p> <p>4 <u>会長は、必要に応じて協議会などの関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p><u>(専門アドバイザー)</u></p> <p>第12条 <u>会議に専門アドバイザーを置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門アドバイザーは、会議が推薦し、会長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>(代理等)</p> <p>第16条 やむを得ない理由のため総会又は委員会に出席できない会員又は委員は、代理人をもって表決を行うことができる。</p> <p>2 前項による代理人は、総会又は委員会の出席者とみなすほか、第11条第4項の規定が準用される。</p> <p>3 会長は、緊急の場合においては、各会員又は各委員に書面による賛否を求め、総会又は委員会の議決に代えることができる。</p>	<p>(代理等)</p> <p>第13条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。</p> <p>2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、第10条第4項の規定が準用される。</p> <p>3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による賛否を求め、会議の議決に代えることができる。</p>
<p>(経費)</p> <p>第17条 協議会の経費は、港まち・栄東まち活性化事業補助金、その他の収入をもってあてる。</p>	<p>(経費)</p> <p>第14条 協議会の経費は、港まち・栄東まち活性化事業補助金、その他の収入をもってあてる。</p>
<p>(会計年度)</p> <p>第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>
<p>(財務に関する事項)</p> <p>第19条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が総会に諮り別に定める。</p>	<p>(財務に関する事項)</p> <p>第16条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。</p>
<p>(報告)</p> <p>第20条 協議会の事業については、事業年度終了後、速やかにこれを名古屋市に報告するものとする。</p>	<p>(報告)</p> <p>第17条 協議会の事業については、事業年度終了後、速やかにこれを名古屋市に報告するものとする。</p>
<p>(協議会の解散)</p> <p>第21条 協議会の解散は、総会出席会員の4分の3以上の議決を必要とする。</p>	<p>(協議会の解散)</p> <p>第18条 協議会の解散は、会議出席会員の4分の3以上の議決を必要とする。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第22条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が総会に諮り別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第19条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。</p>
<p>(法令遵守)</p> <p>第23条 協議会の会員及び事務局は、事業の執行に関し、関係法令を遵守しなければならない。</p>	<p>(法令遵守)</p> <p>第20条 協議会の委員及び事務局は、事業の執行に関し、関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第21条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。</p>
<p>(委任)</p> <p>第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第22条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は平成27年9月30日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年3月30日から施行する。</p> <p>2 平成29年3月30日現在の役員及び監事の任期は第8条の定めにかかわらず、同日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年4月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年12月20日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規約は平成27年9月30日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年3月30日から施行する。</p> <p>2 平成29年3月30日現在の役員及び監事の任期は第8条の定めにかかわらず、同日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年4月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年12月20日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は令和3年3月22日から施行する。</p>

新 旧 対 照 表

現 行

改正案

別表1(第4条関係)

以下の団体の代表を会員とする。

団体名
南武平町北部町内会
南武平町南部町内会
南久屋町内会
月見町内会
新栄西部町内会
宮出町西部町内会
西瓦町発展会
老松第二町内会
老松第三町内会
老松第四町内会
老松第五町内会
老松第六・第七町内会
栄東まちづくりの会
栄東発展会
栄東女子大小路ビル協会

別表2(第4条及び第10条関係)

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整室長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	リニア関連都心開発部主幹(栄)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部地域力推進室長

別表3(第10条関係)

団体名	委員数
南武平町北部町内会	1
南武平町南部町内会	2
南久屋町内会	
月見町内会	
新栄西部町内会	
宮出町西部町内会	
西瓦町発展会	
老松第二町内会	
老松第三町内会	
老松第四町内会	
老松第五町内会	
老松第六・第七町内会	

別表1

(削除)

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東女子大小路ビル協会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
南武平町北部町内会	会長	1

別表2

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整室長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	リニア関連都心開発部主幹(栄)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進室長

(削除)

栄東まちづくり協議会事務局規程（改正案）

（目的）

第1条 この規程は、栄東まちづくり協議会規約第19条の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会に関する事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）においてこれを行う。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 補助金の申請・精算に関すること
- (4) 協議会の事業に係る入札、契約、業務管理及び支払に関すること。
- (5) 協議会の庶務・経理に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 事務局に事務局長を置く。

- 2 前項の事務局長は、中区企画経理室長の職にある者をもってこれを充てる。
- 3 事務局に事務職員を置くことができる。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職員の服務）

第5条 事務職員は、協議会の職務に専念すること。ただし、勤務時間以外の他職の兼業は妨げない。

- 2 事務職員は、名古屋市中区栄四丁目・五丁目に関連する他の団体の役員・会員等の職を兼ねてはならない。

（代決）

第6条 事務局長の代決権限事項は別表第1のとおりとする。

（公印の取扱い）

第7条 協議会の公印の名称、形式、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(文書の処理)

第8条 協議会に関する文書は、事務局にて収受した後すみやかに処理しなければならない。

- 2 一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、別表第3の文書保存年限一覧表に基づき保存しなければならない。
- 3 保存期間を経過した保存文書は廃棄するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

代決権限事項

事務局長	
1	事務職員の任免及び給与に関すること。
2	事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
3	栄東まち活性化事業補助金の取扱いに関すること。
4	代金の請求及び領収に関すること。
5	財産の無償の借り入れの決定に関すること。
6	寄付の受領決定に関すること。
7	予算の流用に関すること。
8	取引銀行の決定に関すること。
9	経費の支出決定に関すること。
10	契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。
11	前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。
12	預り金の受払いに関すること。
13	収入の調定及び領収に関すること。
14	物品の受払通知、使用中の物品の検査及び物品の不用の決定に関すること。
15	現金の出納保管に関すること。
16	証明に関すること。
17	文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。
18	保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。
19	所管の物品における広告掲載の承認に関すること。
20	協議会後援名義の使用の承認に関すること。
21	公印の使用の承認に関すること。

別表第2(第7条関係)

公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途
会長印	古印体	方21	栄東まちづくり 協 議 会 会 長 之 印	対外全般

別表第3(第8条関係)

文書保存年限一覧表

保存年限	分類	文書内容	備考(準拠)
30年	総務	○規約、規程	
		○委員名簿	
		○官公署(所)への提出書類、通達書	
10年	総務	○重要会議議事録(予算・決算会議など)	会社法第318条・第371条
		○重要会議提出資料(予算・決算会議など)	
		○契約関係書類	
	経理	○決算書(収支計算書、貸借対照表など)	会社法第432条・第435条
		○総勘定元帳など重要な帳簿	同上
7年	経理	○決算関連書類	法人税法規則第59条 所得税法規則第63条
		○取引帳簿	同上
		○証憑類	同上
		○給与所得者の扶養控除申告書など	国税通則法第70条～第73条
		○源泉徴収簿	同上
5年	企画	○事業計画に関する書類	
	経理	○監査役の監査報告書	会社法第442条
4年	人事	○雇用保険の被保険者に関する書類	雇用保険法規則第143条
		○雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	保険料の徴収等規則第72条
3年	総務	○協議会の運営に関する書類	
		○事務局職員出勤簿	
		○通常会議議事録	
		○寄付・賛助等に関する書類	
	人事	○労働者名簿	労働基準法第109条 同法規則第56条
		○雇入れ等に関する書類	同上
		○労災保険に関する書類	労災保険法規則第51条
2年	人事	○健康保険・厚生年金保険に関する書類	健康保険法規則第34条 厚生年金法規則第28条
1年	総務	○上記に掲げるもの以外の文書	

新 旧 対 照 表

現 行	改正案
<p>栄東まちづくり協議会事務局規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、栄東まちづくり協議会規約第22条の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会に関する事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）においてこれを行う。</p> <p>(1) 協議会の総会及び委員会に関すること。</p> <p>(2) 協議会の協議資料の作成に関すること。</p> <p><u>(3) 協議会の事業に関すること。</u></p> <p><u>(4) 協議会の庶務に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他協議会の運営に関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局に事務職員を置くことができる。</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 事務職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。</p> <p>(決裁)</p> <p>第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 協議会の予算及び決算の調製</p> <p>(2) 規程、要綱等の制定改廃</p> <p>(3) その他特に重要と判断する事項</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 事務局長の代決権限事項は別表第1のとおりとする。</p> <p>(公印の取扱い)</p> <p>第7条 協議会の公印の名称、形式、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。</p> <p>(文書の処理)</p> <p>第8条 協議会に関する文書は、事務局にて收受した後すみやかに処理しなければならない。</p> <p>2 一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、別表第3の文書保存年限一覧表に基づき保存しなければならない。</p> <p>3 保存期間を経過した保存文書は廃棄するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>栄東まちづくり協議会事務局規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、栄東まちづくり協議会規約第19条の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会に関する事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）においてこれを行う。</p> <p>(1) 協議会の会議に関すること。</p> <p>(2) 協議会の協議資料の作成に関すること。</p> <p><u>(3) 補助金の申請・精算に関すること。</u></p> <p><u>(4) 協議会の事業に係る入札、契約、業務管理及び支払に関すること。</u></p> <p><u>(5) 協議会の庶務・経理に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他協議会の運営に関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に事務局長を置く。</p> <p><u>2 前項の事務局長は、中区企画経理室長の職にある者をもってこれを充てる。</u></p> <p>3 事務局に事務職員を置くことができる。</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。</p> <p>2 事務職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。</p> <p><u>(職員の服務)</u></p> <p><u>第5条 事務職員は、協議会の職務に専念すること。ただし、勤務時間以外の他職の兼業を妨げない。</u></p> <p><u>2 事務職員は、名古屋市中区栄四丁目・五丁目に関連する他の団体の役員・会員等の職を兼ねてはならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 事務局長の代決権限事項は別表第1のとおりとする。</p> <p>(公印の取扱い)</p> <p>第7条 協議会の公印の名称、形式、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。</p> <p>(文書の処理)</p> <p>第8条 協議会に関する文書は、事務局にて收受した後すみやかに処理しなければならない。</p> <p>2 一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、別表第3の文書保存年限一覧表に基づき保存しなければならない。</p> <p>3 保存期間を経過した保存文書は廃棄するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は令和3年4月1日から施行する。</u></p>

新 旧 対 照 表

現 行 改正案

別表第1(第6条関係)

代決権限事項

事務局長	
1	事務職員等の任免及び給与に関すること。
2	事務職員等の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
3	栄東まち活性化事業補助金の取扱いに関すること。
4	代金の請求及び領収に関すること。
5	財産の無償の借り入れの決定に関すること。
6	寄付の受領決定に関すること。
7	予算の流用に関すること。
8	取引銀行の決定に関すること。
9	経費の支出決定に関すること。
10	契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。
11	前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。
12	預り金の受払いに関すること。
13	収入の調定及び領収に関すること。
14	物品の受払通知、使用中の物品の検査及び物品の不用の決定に関すること。
15	現金の出納保管に関すること。
16	証明に関すること。
17	文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。
18	保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。
19	所管の物品における広告掲載の承認に関すること。
20	協議会後援名義の使用の承認に関すること。

別表第2(第7条関係)

公印

名称	書体	寸法	形式	用途
		(ミリメートル)		
会長印	古印体	方21		対外全般

別表第3(第8条関係)

文書保存年限一覧表

保存年限	分類	文書内容	備考(準拠)
30年	総務	○規約、規程	
		○委員名簿	
		○官公署(所)への提出書類、通達書	
10年	総務	○重要会議議事録(予算・決算会議など)	会社法第318条・第371条
		○重要会議提出資料(予算・決算会議など)	
		○契約関係書類	
	経理	○決算書(収支計算書、貸借対照表など)	会社法第432条・第435条
		○総勘定元帳など重要な帳簿	同上
7年	経理	○決算関連書類	法人税法規則第59条 所得税法規則第63条
		○取引帳簿	同上
		○証憑類	同上
		○給与所得者の扶養控除申告書など	国税通則法第70条～第73条
		○源泉徴収簿	同上
5年	企画	○事業計画に関する書類	
	経理	○監査役の監査報告書	会社法第442条
4年	人事	○雇用保険の被保険者に関する書類	雇用保険法規則第143条
		○雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	保険料の徴収等規則第72条
3年	総務	○協議会の運営に関する書類	
		○事務局職員出勤簿	
		○通常会議議事録	
		○寄付・賛助等に関する書類	
	人事	○労働者名簿	労働基準法第109条 同法規則第56条
		○雇入れ等に関する書類	同上
		○労災保険に関する書類	労災保険法規則第51条
2年	人事	○健康保険・厚生年金保険に関する書類	健康保険法規則第34条 厚生年金法規則第28条
1年	総務	○上記に掲げるもの以外の文書	

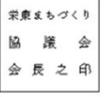
別表第1(第6条関係)

代決権限事項

事務局長	
1	事務職員の任免及び給与に関すること。
2	事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
3	栄東まち活性化事業補助金の取扱いに関すること。
4	代金の請求及び領収に関すること。
5	財産の無償の借り入れの決定に関すること。
6	寄付の受領決定に関すること。
7	予算の流用に関すること。
8	取引銀行の決定に関すること。
9	経費の支出決定に関すること。
10	契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。
11	前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。
12	預り金の受払いに関すること。
13	収入の調定及び領収に関すること。
14	物品の受払通知、使用中の物品の検査及び物品の不用の決定に関すること。
15	現金の出納保管に関すること。
16	証明に関すること。
17	文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。
18	保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。
19	所管の物品における広告掲載の承認に関すること。
20	協議会後援名義の使用の承認に関すること。
21	公印の使用の承認に関すること。

別表第2(第7条関係)

公印

名称	書体	寸法	形式	用途
		(ミリメートル)		
会長印	古印体	方21		対外全般

別表第3(第8条関係)

文書保存年限一覧表

保存年限	分類	文書内容	備考(準拠)
30年	総務	○規約、規程	
		○委員名簿	
		○官公署(所)への提出書類、通達書	
10年	総務	○重要会議議事録(予算・決算会議など)	会社法第318条・第371条
		○重要会議提出資料(予算・決算会議など)	
		○契約関係書類	
	経理	○決算書(収支計算書、貸借対照表など)	会社法第432条・第435条
		○総勘定元帳など重要な帳簿	同上
7年	経理	○決算関連書類	法人税法規則第59条 所得税法規則第63条
		○取引帳簿	同上
		○証憑類	同上
		○給与所得者の扶養控除申告書など	国税通則法第70条～第73条
		○源泉徴収簿	同上
5年	企画	○事業計画に関する書類	
	経理	○監査役の監査報告書	会社法第442条
4年	人事	○雇用保険の被保険者に関する書類	雇用保険法規則第143条
		○雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	保険料の徴収等規則第72条
3年	総務	○協議会の運営に関する書類	
		○事務局職員出勤簿	
		○通常会議議事録	
		○寄付・賛助等に関する書類	
	人事	○労働者名簿	労働基準法第109条 同法規則第56条
		○雇入れ等に関する書類	同上
		○労災保険に関する書類	労災保険法規則第51条
2年	人事	○健康保険・厚生年金保険に関する書類	健康保険法規則第34条 厚生年金法規則第28条
1年	総務	○上記に掲げるもの以外の文書	